

日助発 131号

2021年2月8日

衆議院議員
木村 弥生 様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



新型コロナウイルス感染症に係る助産所助産師等への早期ワクチン接種に関する要望書

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、感染症の蔓延の防止を図ることを目的に国はワクチン接種の準備に入り、実施主体である市町村においては、接種順位が細かく検討されております。

コロナウイルスに感染した患者への医療の提供を実施している、あるいは感染者と接触するリスクが高い病院・診療所の医療従事者がワクチン接種の最優先対象であることは、承知していますが、その次の段階において、助産所助産師等地域で活動する助産師への接種を実施していただくことを希望します

助産所は、新型インフルエンザ等対策特措法第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業所として登録が義務づけられています。しかし、今回の早期ワクチン接種の対象となっていない場合があります。

新型コロナ感染症の感染拡大で、妊産婦と新生児は、より一層孤立状態になり不安な毎日を過ごしており、産後ケア事業の利用者も急増しています。地域で活動する助産師が自身のワクチン接種によって、「感染しない」、「感染させない」状況をできるだけ確保し、その役割を果たしていくことは、非常に重要であると考えます。

各都道府県助産師会で、ワクチン早期接種が必要と考えられる助産師について名簿を作成いたしますので、病院・診療所の医療従事者の次に接種を受けることができるよう、各自治体への指導を希望します。

以上

【要望】

地域で活動する助産所等の助産師のワクチン接種が、病院・診療所の医療従事者の次になされるよう、対応されること